

労働者派遣事業の適用除外業務

<労働者派遣事業の対象業務の沿革>

○ 労働者派遣法制定当初（昭和60年～）

常用雇用の代替を促すこととならないよう、業務の専門性、雇用管理の特殊性等を考慮して、13業務（ソフトウェア開発、業務用機器操作、通訳等）に限定。

○ 昭和61年改正

3業務（機械設計、放送機器等操作、放送番組等演出）を追加し、16業務に。

○ 平成6年改正

高齢者（60歳以上）のみを派遣労働者とする場合については、特例として労働者派遣事業を原則自由化（ネガティブリスト化：港湾運送業務、建設業務、警備業務は適用除外）。→医療関連業務は適用対象業務となる。

○ 平成8年改正

- ・ 10業務（研究開発、書籍等の制作・編集、アナウンサー等）を追加し、26業務に。
- ・ 育児・介護休業を取得した労働者の業務について行われる労働者派遣事業については、特例として原則自由化（ネガティブリスト化：港湾運送業務、建設業務、警備業務は適用除外）→医療関連業務は適用対象業務となる。

○ 平成11年改正

- ・ 対象業務が原則自由化（ネガティブリスト化）され、一定の適用除外業務以外の業務について労働者派遣を解禁。
- ・ これに伴い、高齢者の特例及び育児・介護休業を取得した労働者の業務の特例がなくなった。

○ 平成15年3月改正

社会福祉施設等における医療関連業務について労働者派遣を解禁。（資料9参照）

<適用除外業務>

○現在、次のいずれかに該当する業務は、労働者派遣事業の適用除外業務とされており、これらの業務で労働者派遣事業を行うことは禁止されている。

①港湾運送業務

②建設業務

③警備業務

④医療関連業務 ※（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、居宅において行われるものに限る。）

※ 医療関連業務…医師法に規定する医業、歯科医師法に規定する歯科医業等

○物の製造の業務について、今国会提出の改正法案において解禁の予定。

【参考】医療関連業務の法的位置付け

- ・法律上は「その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない」と認められる業務として政令で定める業務」として、政令に委任。
- ・各医療関係職種を行う業務については政令で各資格ごとに列挙。

【参考】医療関係資格を有する者の派遣

○医師、看護師、薬剤師等の医療関係資格を有している者でも、医療関連業務に当たらない業務に派遣することは、現行制度の下で可能。

(例) 製薬会社

- ・ 治験スタッフ
- ・ 研究部門スタッフ

医療機器メーカー

- ・ 在宅医療機器の説明員
- ・ 開発部門スタッフ

【参考】労働者派遣法（抄）

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行つてはならない。

- 一 港湾運送業務（港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務及び同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務をいう。）
- 二 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）
- 三 警備業法第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

【参考】労働者派遣法施行令（抄）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 医師法第十七条に規定する医業（医療法第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）
- 二 歯科医師法第十七条に規定する歯科医業（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 三 薬剤師法第十九条に規定する調剤の業務（病院等において行われるものに限る。）
- 四 保健師助産師看護師法第二条、第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務（他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの（介護保険法第七条第七項に規定する訪問入浴介護に係るものを除く。）に限る。）
 - * 臨床検査技師、理学療法士、作業療法士等、他の医療関係職種についても本号括弧書の規定により同様の取扱となる。
- 五 栄養士法第一条第二項に規定する業務（傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 六 歯科衛生士法第二条第一項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 七 診療放射線技師法第二条第二項に規定する業務（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）
- 八 歯科技工士法第二条第一項に規定する業務（病院等において行われるものに限る。）

一般労働者派遣事業の許可

- 一般労働者派遣事業*は申請が以下の4つの基準に適合しているとき厚生労働大臣により許可される。
- ※ 常用雇用労働者のみを労働者派遣の対象とする場合を特定労働者派遣事業といい、それ以外の場合を一般労働者派遣事業という。
- ① 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的としておこなわれるものでないこと。
 - ② 申請者が当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
 - ③ 個人情報等を適正に管理し、派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
 - ④ ②及び③の他、申請者が当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
 - ・ 財産的基礎に関する判断
財産の総額から負債の総額を控除した額が1千万円×一般労働者派遣事業の事業所数以上であること。
 - ・ 組織的基礎に関する判断
一般労働者派遣事業に係る指揮命令の系統が明確であり、登録者数に応じた適当な数の職員が配置される等組織体制が整備されていること。
 - ・ 事業所に関する判断
事業所について、事業に使用し得る面積が20㎡以上あるほか、その位置、設備等からみて、一般労働者派遣事業を行うのに適切であること。
- 等
- 個人や株式会社、公益法人等をはじめとする法人が広く派遣事業を行うことが可能である。

職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び 派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を 改正する法律案の概要（今国会提出中）

厳しい雇用失業情勢、働き方の多様化等に対応するため、職業紹介事業や労働者派遣事業が労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合を図ることができるよう、これらの事業に係る規制の見直し等所要の措置を講ずる。

1 概要

(1) 職業安定法改正関係

① 職業紹介事業の許可・届出制の見直し

- イ 特別の法律により設立された一定の法人（商工会議所、商工会、農協等）が構成員のために行う無料職業紹介事業について、届出制に緩和。
- ロ 地方公共団体が、住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する無料職業紹介事業を行うことを可能とし、届出制とすること。
- ハ 許可手続について、事業所単位から事業主単位に変更。

② その他の見直し

兼業禁止規制、保証金の廃止等。

(2) 労働者派遣法改正関係

① 派遣期間の延長

現行の1年の期間制限を見直し、3年まで受入れ可能とすること。派遣先は1年を超える派遣期間を定めようとするときは、当該事業所の労働者の過半数代表にその期間を通知し意見を聴くものとする。

* 事務用機器操作、ソフトウェア開発等の業務についての3年の期間制限の指導を廃止する（通達改正）

② 派遣労働者の直接雇用の促進

- イ 派遣期間の制限に違反することとなる日の前日までに、派遣元事業主は、派遣先と派遣労働者に派遣停止を通知。派遣先が当該派遣労働者を引き続き使用しようとする場合は、雇用契約の申込みを義務付け。
- ロ 事務用機器操作、ソフトウェア開発等の派遣期間に制限がない業務について、3年を超えて同一の派遣労働者を受け入れている派遣先が、当該業務に労働者を雇い入れようとするときは、派遣労働者を優先雇用すべく雇用契約の申込みを義務付け。

③ 派遣対象業務の拡大

- イ 物の製造の業務について解禁（施行から3年間は派遣期間の上限を1年とすること）。
- ロ 派遣元・先責任者の職務に派遣労働者の安全衛生に関する連絡調整を追加。

④ 許可・届出手続きの簡素化

事業所単位から事業主単位に変更。

⑤ 紹介予定派遣

法律上の位置付けを明確にし、派遣労働者の採用内定等を可能とすること。

2 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日

労働者派遣法の見直しの概要

1 派遣期間の延長

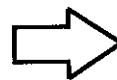
【現行】
原則として派遣期間を1年に制限



【改正後】
派遣先の労働者の過半数代表の意見聴取の上、3年まで受入れ可能に

2 派遣労働者の直接雇用の促進

【現行】
派遣期間の制限に違反する場合、派遣先に対して雇入れを指導・助言・勧告・公表



【改正後】
左記に加え、以下の場合、派遣先に派遣労働者に対する雇用契約の申込みを義務付け
① 派遣元から派遣停止の通知を受け、派遣期間の制限に違反することとなるにもかかわらず派遣労働者を就業させる場合
② 26業務について、3年超受け入れており、同一業務に労働者を雇い入れる場合

3 派遣対象業務の拡大

【現行】
以下の業務について労働者派遣事業を禁止
・港湾運送、建設、警備
・物の製造
・医業等



【改正後】
・物の製造の業務について解禁（一定期間は派遣期間を1年に制限）
・社会福祉施設等における医業等について解禁〔政令改正〕
・港湾運送、建設、警備、医業等（病院等におけるもの）については引き続き禁止

4 紹介予定派遣

【現行】
事前面接・派遣就業期間中の内定等は禁止



【改正後】
事前面接・内定等を可能に

5 許可・届出手続の簡素化

【現行】
(1) 一般労働者派遣事業は事業所毎に許可が必要
(2) 特定労働者派遣事業は事業所毎に届出が必要



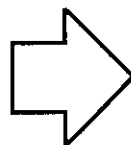
【改正後】
(1) 許可を事業主単位とし、事業所の設置は届出で可能に
(2) 本社一括の届出を可能に

社会福祉施設等への労働者派遣の解禁について

1 改正の概要

【 現 行 】

- 医業等の医療関連業務については、一律に派遣を禁止。



【 改 正 後 】

- (1) 社会福祉施設等における医業等は解禁。
((2)を除き、派遣を解禁)。
- (2) 以下の施設等における医業等は、引き続き派遣を禁止。
- ・ 病院・診療所
(厚生労働省令で定めるものを除く※1)
 - ・ 助産所
 - ・ 介護老人保健施設
 - ・ 医療を受ける者の居宅

※1 厚生労働省令で定める病院・診療所

…社会福祉施設内に設けられた一部の施設（医務室）で、医療法上の診療所としての手続を行っているもの。
（身体障害者療護施設に設けられた診療所（医務室）、特別養護老人ホームに設けられた診療所（医務室）等）
→ 社会福祉施設として派遣を解禁。

（参考）『労働政策審議会建議—職業紹介事業制度、労働者派遣事業制度等の改正について』（平成14年12月26日）（抜粋）

「 現行制度において労働者派遣事業の適用除外業務とされている医業等のうち、①病院、診療所、介護老人保健施設における業務、及び、②住診、訪問看護に関する業務については、派遣先が派遣労働者を特定できないこと等を考慮し、引き続き、適用除外業務とするが、社会福祉施設等における業務については、適用対象業務とすることが適当である。 」

2 施行期日

公布の日（平成15年3月末を予定）

規制改革の推進に関する第2次答申（抜粋）

平成14年12月12日 総合規制改革会議

（1） 派遣規制の見直し

平成14年3月に社会保障審議会医療部会における議論を踏まえ、社会福祉施設等における業務については医療関連業務の労働者派遣を可能とする厚生労働省の提案が示され、現在、労働政策審議会にて議論がなされている。

したがって、社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣については、できるだけ早期に結論を出し、その結論を踏まえ措置を講ずるべきである。【平成14年度中できるだけ速やかに措置】

また、上記の事項が措置されたとしても、医療機関における派遣は依然として認められていない。医療機関における医療従事者をニーズに応じて効率的・適正に配置し、医療提供体制の充実をどのように図っていくかは、国民（患者）本位の医療サービスの実現に大きく資する課題である。

したがって、医療機関における医療関連業務に対する派遣について検討し、結論を得るべきである。【平成16年度中に結論】

規制改革推進3か年計画（再改定）（抜粋）

平成15年3月28日 閣議決定

（1） 派遣規制の見直し

平成14年3月に社会保障審議会医療部会における議論を踏まえ、社会福祉施設等における業務については医療関連業務の労働者派遣を可能とする厚生労働省の提案が示され、現在、労働政策審議会にて議論がなされている。

したがって、社会福祉施設等における医療関連業務の労働者派遣については、できるだけ早期に結論を出し、その結論を踏まえ措置を講ずる。【平成14年度中できるだけ速やかに措置】（IV医療イ⑭ a）

また、上記の事項が措置されたとしても、医療機関における派遣は依然として認められていない。医療機関における医療従事者をニーズに応じて効率的・適正に配置し、医療提供体制の充実をどのように図っていくかは、国民（患者）本位の医療サービスの実現に大きく資する課題である。

したがって、医療機関における医療関連業務に対する派遣について検討し、結論を得る。【平成15年度中に結論】（IV医療イ⑭ b）

医療機関における労働者派遣に係るこれまでの主な論点

〔積極的に推進すべきという議論〕

- ・派遣制度は、もともと専門的な資格を有する人にとって適した仕組み。派遣会社が専門的な資格を有する人を派遣すれば、派遣先の業務は適切に確保されることとなる。
- ・麻酔医などについては人手不足が見られる状況の中で、派遣制度という選択肢を設けることは必要。また、中小病院等人手不足に悩む医療機関にとっては、必要な医療スタッフを確保する上で派遣制度は有効。
- ・派遣の解禁は医療機関にスタッフ確保のための選択肢を設けるだけにすぎず、これを用いてスタッフを確保するかどうかは、各医療機関の事情に応じてそれぞれで判断すればよい。
- ・医師については、医局から病院に派遣されるのが常態であり、事実上、労働者派遣と同様のことが行われているのではないか。

〔慎重に検討すべきという議論〕

- ・医療スタッフによるチーム医療の下で、相互に十分な連携を図りながら業務を遂行する必要がある、医療機関側が派遣されてくる医療スタッフを事前に特定できなければ適切なチーム医療の確保に支障あり。
- ・派遣会社の都合により、医療スタッフの異動を余儀なくされるおそれがあり、場合によっては、医療スタッフの異動が頻繁になり、職場でのコミュニケーション不足などから医療ミスに繋がるおそれがある。
- ・派遣労働者は派遣会社の職員でありながら医療機関の指揮命令下にあることとなり、医療提供上の責任の所在が分散するおそれがある。
- ・医局による医師の派遣は、いわば職業斡旋にとどまるものであり、雇用関係は医師と紹介された病院との間に成立する。病院は事前面接等により医療スタッフを特定することが可能。

病院、診療所、社会福祉施設等における医療従事者数

資料 13

(平成11年10月1日現在)

職 種	病 院	診 療 所	合 計	社会福祉施設等
総数	1,116,546	580,333	1,696,879	123,349
医師	166,616.7	117,037.5	283,654.2	50,655
常勤	137,024	97,239	234,263	1,120
非常勤	29,592.7	19,798.5	49,391.2	49,535
歯科医師	8,756.3	88,845.5	97,601.8	—
常勤	7,290	78,705	85,995	—
非常勤	1,466.3	10,140.5	11,606.8	—
保健師	1,868	6,238	8,106	保健師、助産師、看護師 の合計
助産師	17,255	3,793	21,048	
看護師	509,762	87,376	597,138	
准看護師	230,619	149,901	380,520	—
診療放射線技師	32,363	6,529	38,892	—
臨床検査技師	44,676	10,077	54,753	—
理学療法士	17,273	3,463	20,736	3,514
作業療法士	8,014	1,131	9,145	1,804
視能訓練士	1,930	1,246	3,176	—
臨床工学技士	5,873	2,301	8,174	—
義肢装具士	59	73	132	—
言語聴覚士	2,138	354	2,492	—
歯科衛生士	3,522	68,326	71,848	—
管理栄養士	14,765	管理栄養士、栄養士 の合計	管理栄養士、栄養士 の合計	管理栄養士、栄養士 の合計
栄養士	8,655			
歯科技工士	929	15,171	16,100	—
薬剤師	41,472	10,615	52,087	—

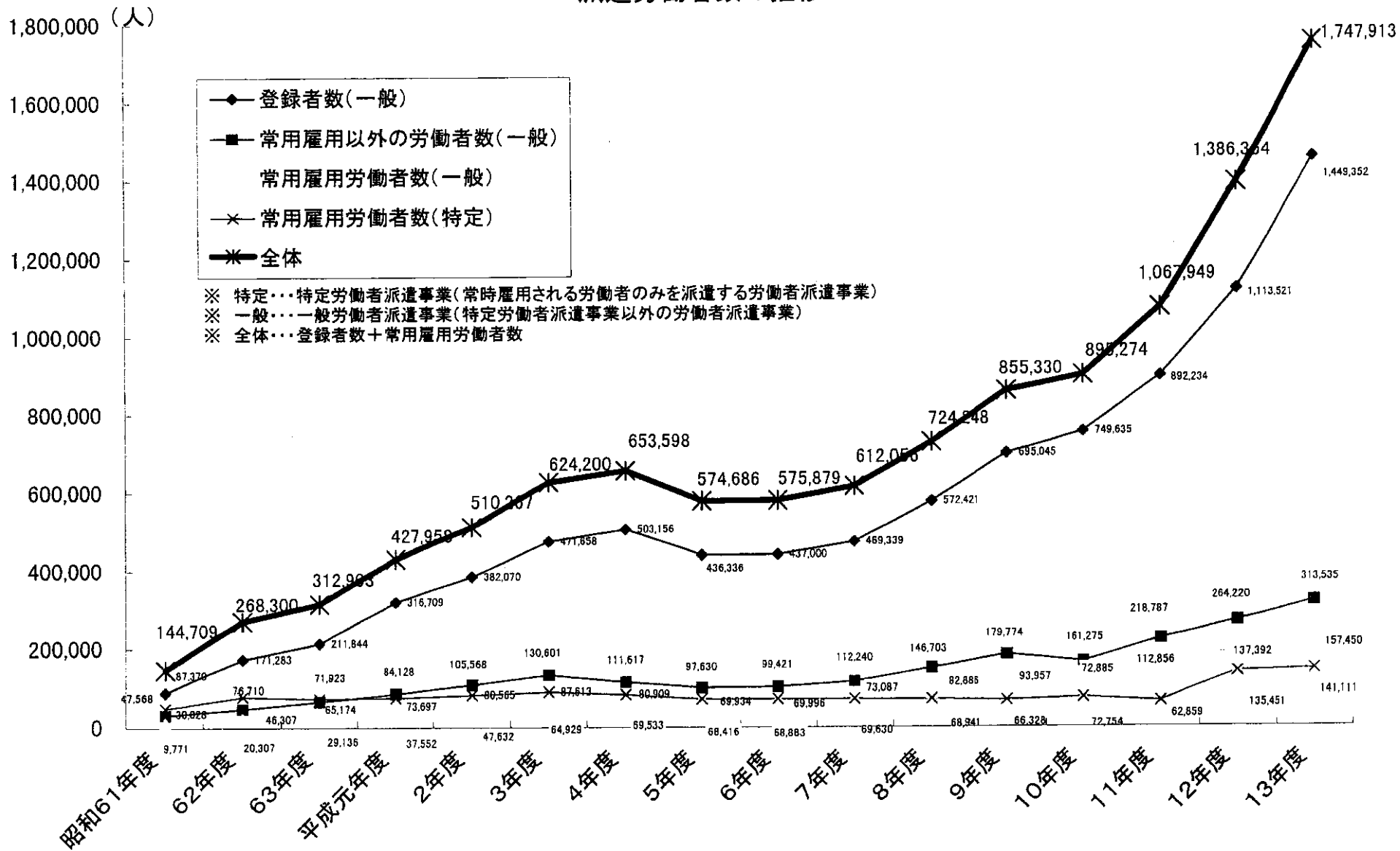
(人)

注) 「—」は統計数値なし

注) 病院、診療所の非常勤医師数は常勤換算したもの、また社会福祉施設等の非常勤医師数は常勤換算していない

出典 : 病院・診療所については「平成11年医療施設調査 病院報告」
社会福祉施設等については「平成11年社会福祉施設等調査報告」

派遣労働者数の推移



派遣労働者の現状

1 派遣労働者数

約175万人（常用換算：約61万人）

〔労働者派遣事業平成13年度事業報告集計結果／厚生労働省民間需給調整課〕

2 勤務日数・勤務時間

年間勤務日数：平均233.5日

週当たり勤務日数：平均4.9日

1日の勤務時間：平均7.5時間

〔平成14年6月総合的実態調査（派遣労働者調査）／厚生労働省民間需給調整課〕

3 賃金

1日平均の賃金：平均9875円

【職種毎の1日平均の賃金】

- ・ ソフトウエア開発：平均13501円
- ・ 機械設計：平均15026円
- ・ 受付・案内、駐車場管理：平均8373円
- ・ 営業：平均10268円
- ・ 一般事務：平均9333円

〔平成14年6月総合的実態調査（派遣労働者調査）／厚生労働省民間需給調整課〕

参考1) 一般労働者の賃金

- ・ プログラマー：平均12190円（平均勤続年数=5.3年）
- ・ システムエンジニア：平均15983円（平均勤続年数=8.7年）
- ・ 警備員：平均10295円（平均勤続年数=6.5年）
- ・ 家庭用品外交販売員：平均10571円（平均勤続年数=7.5年）
- ・ 販売店員：平均11204円（平均勤続年数=8.1年）

参考2) パートタイム労働者の賃金（※パートタイム労働者の平均である5.6時間換算）

- ・ 全産業平均：平均5118円（平均勤続年数=4.7年）

〔平成13年賃金構造基本統計調査／厚生労働省統計情報部〕

4 社会保険・労働保険の加入状況

【雇用保険】

加入している : 87.5%
加入していない : 8.1%
(わからない、不明 : 4.4%)

【自己名義の健康保険】

加入している : 83.7%
加入していない : 11.4%
(わからない、不明 : 4.8%)

【自己名義の厚生年金】

加入している : 81.1%
加入していない : 12.8%
(わからない、不明 : 6.1%)

[平成14年6月総合的実態調査(派遣労働者調査) / 厚生労働省民間需給調整課]